

「議会の時代」の胎動 ——1900年体制成立期における議会観の転回——

吉田 武弘*

はじめに

本稿は両院関係の視座から1900年体制成立期における議会観の展開を検討し、同体制成立期におこった変化の意味を再考することを目的とする。

初期議会期から1900年体制成立にいたる時期は、近代日本政治史中でもとくに多くの研究が積み上げられてきた分野の一つである。なかでも坂野潤治氏は、予算問題を中心に、明治憲法に規定された藩閥政府と民党間の対立と妥協という視点から初期議会以来の政治史を検討し、その一つの到達点としての1900年体制を、民党（憲政党）と藩閥勢力内の「文治派」たる伊藤博文がともに政友会を組織し、一方で山縣有朋に代表される藩閥内の「武断派」（「(山縣系)官僚閥」）がこれに対抗すべく結集していくものとして構図化した¹⁾。さらに板野氏は、こうした理解を前提に、政友会と官僚閥の妥協としての桂園時代、さらにその破綻としての大正政変をとらえている。

これに対し、後継の研究は、藩閥か民党かに解消されがちであった諸勢力を丹念に検討することや、予算問題にとどまらない政治的論点を再検討することなどを通じて、従来とは異なる歴史像を浮かび上がらせてきた²⁾。こうした成果中でも、とくに注目すべきは近年飛躍的な進展を見た貴族院研究の分野である³⁾。貴族院研究が重要であるのは、帝国議会を事実上衆議院（民党）に限定してとらえ、貴族院をこれに対する藩閥側の機関としてのみ位置づけてきた理解に大幅な見直しを迫ったことによる。すでに何度か論じたこ

* 立命館大学文学部非常勤講師

とがあるように、明治憲法下における帝国議会最大の特徴は、ほとんど同等の権限と、異なる性格の両院からなる二院制度を採った点に求められる⁴⁾。こうした性質を考えれば、帝国議会は両院双方および両院間の関係（これは政府と衆議院／貴族院間の関係とは本質的に区別される）を視野に入れて検討せねばならず、その意味でも貴族院研究がもつ重要性は明らかであろう。

貴族院研究の分野において先駆的かつ代表的な成果を挙げた小林和幸氏は、懇話会の谷干城や三曜会の近衛篤磨ら貴族院内の「硬派」を中心に、「自立」と「自制」をキーワードとして当該期を見直すことで、藩閥からも民党からも相対的に独立性をもつ機関としての貴族院像を描き出した⁵⁾。小林氏によれば、貴族院は初期議会以来「自立」的な活動を展開しつつも、1900年体制成立期から徐々に「自制」へと転じていったとされる。この際、小林氏が「自制」への契機として注目されたのが、第4次伊藤博文内閣下における貴族院の増税反対問題である。これは、北清事変に伴う軍事費抽出のための増税案に貴族院の多数が反対し、帝国議会史上初の貴族院を原因とする停会を経て、最終的に詔勅の降下によってようやく解決された事件をいう。小林氏は、増税反対運動を山縣有朋に近い官僚閥の主導とみる山本四郎氏らの理解⁶⁾を批判し、反対運動の主導者が山縣閥ではなく谷干城や近衛篤磨らに代表される院内硬派であったことを明らかにすることで、これを初期議会以来の貴族院の「自立」的行動の文脈上に位置づけられた⁷⁾。一方で最終的に事件が詔勅の降下という事態を招いたことが、貴族院側に大きな衝撃をあたえ、同院は徐々に「自制」に転じていくことになったという。貴族院の実態分析に基づく小林氏の研究は、山縣と伊藤、官僚閥と政党の対立という構図で描かれてきた研究史を刷新したが、しかし一方で同事件を衆議院の優位化と貴族院（の「自立的」行動）の後退としてとらえた点では、山本氏らと共通しているといつてよい。それが衆議院（政党）に視座を置く山本氏によれば衆議院の優位化となるし、貴族院を主語とする小林氏によれば貴族院の「自制化」となる。内藤一成氏が小林氏の研究を指して、基本的に1900年体

制論の枠組み自体は受け入れてしまっていると批判されたのもこうした特徴をとらえてのことであろう⁸⁾。しかし、小林氏のいう「自制化」が谷干城や近衛篤磨に代表される硬派の沈静化（後退）を指すものだとすれば、こうした現象は決して貴族院にのみ指摘できるものではない。むしろそれは、衆議院における民党路線の後退と対で理解する必要があるだろう⁹⁾。とすれば、仮にこうした現象を貴族院の「自制化」と呼ぶのであれば、衆議院の「自制化」も同時に指摘されねばなるまい。

小林氏の研究は、衆議院（政党）や藩閥政府の視点を中心に構成されてきた研究史に「自立」的な貴族院像を対置するという問題意識から、同院の独自性を体現する存在としての硬派に分析の重点がおかれている。そのため、性格を異にする両院が、しかし同時期に同傾向の変化を遂げていくという興味深い事実には必ずしも十分な注意を払っていないのではないか。すでに内藤一成氏は帝国議会下の両院を論じて、「衆議院とは別個の歩みをしているはずの貴族院が政党の発展と符合」する動向をみせていることに注意を喚起されたが、本稿はまさにこの点に着目する¹⁰⁾。

かかる視点から、同事件を考える際注意すべきは、これが単なる政府と貴族院との対立ではなく、衆議院と貴族院の対立、すなわち両院衝突として認識されたことである。たとえば、政友会の領袖・星亨は事件を「今回の衝突は政府と貴族院の衝突と云はんよりは、貴族院と衆議院との衝突にして又一步を進めて論ずれば国民と貴族院との衝突なり」と喝破した¹¹⁾。「国民と貴族院との衝突」という評価はしばらく措くとして、「貴族院と衆議院との衝突」という見解は事件の本質を衝いたものとみてよい。本文中で詳しくみるとおり、同事件のインパクトは、両院間の関係をいかに取り結ぶかという課題が提起された点にこそあったからである（以前筆者はこの課題を「両院関係問題」と名付けた¹²⁾）。そこで本稿では、かかる側面を強調する意味で、以下増税反対問題を「両院衝突問題」と呼ぶことにしたい。

小林氏らが明らかにされたように、初期議会期における硬派の「自立」的

行動は、きわめて重要な意味をもつが、しかし同時に貴族院内において彼らがほとんど一貫して少数派、「特異」の存在にとどまったことも忘れるべきではない¹³⁾。初期議会以来貴族院の多数派は、元老や藩閥に近い勢力と認識され、そのために藩閥にとっての同院は「気楽院」ともみなされた¹⁴⁾。硬派の旺盛な活動にも関わらず、メディア上「世人帝国議會を觀る。独り重きを衆議院に託して貴族院の敬重すへきを曾て衆議院に異なることなきを忘却」しているなどと論じられたのもこのためである¹⁵⁾。かかる状態に対し、一挙に貴族院の存在感をたかめ、貴族院に対する認識を転回させた契機こそ両院衝突問題に他ならない。たとえば、国民新聞の記者であった平田久は、第15議会における谷干城ら硬派の様子を以下のように活写している¹⁶⁾。

初期以来、総ての政府に反対し、総ての場合に失敗し、近年更に著しく、成效の機会を失ひたる子爵等は、貴族院に於ける初度の停会と共に、十年來初度の成效を得たるに満足するものゝ如く、髭を掀し、眼鏡を捉えて、議席に噉けるのみ

少なくとも平田からみたときには、硬派の活動が「総ての場合に失敗」してきたように映っていた。それに対し第15議会こそ、硬派にとっての「初度の成效」とみなされたのである。これは硬派の活発な活動が潜在的に示していた問題—すなわち少なくとも制度的には「貴族院の敬重すへきを曾て衆議院に異なることなき」ことが、改めて明確に示されたことにほかならない。そしてそれは、成立しつつあった1900年体制をはやくも動揺させる大問題—筆者がいうところの「両院関係問題」の表面化でもあった。すでにみた明治憲法下の二院制度がもつ特徴を考えれば、こうした事態の発生は、当然の帰結ともいえ、両院衝突問題が新たに問題をつくりだしたというわけではない。しかし、こうした課題が政治的に重要な意味をもつのは、単なる制度上の要請としてではなく、実際に両院が衝突した場合における困難な事態が

人々に深く認識されたときであろう。そしていささか先取りしていえば、そのときにこそ、両院の調和が政局を規定する中心課題の一つとして前面化し、「議会＝両院の時代」ともいうべき状況が現出することとなった。

すなわち本稿は、こうした議会認識の転回がおこる契機として両院衝突問題をとらえ、これに対する検討を通じて、1900年体制の成立期に起こった変化が、両院双方の政治的位置に、また両院関係のあり方に、いかなる意味をもったのかにつき再検討するものである。

I 1900年体制成立以前における両院関係観

1. 「両院関係問題」の伏流

まず、簡単に明治憲法下における両院関係の特徴について確認することからはじめたい¹⁷⁾。制限選挙の下であれ、衆議院が国民代表としての意味を持ち、政治上重要な位置を占めることは理解しやすい。これに対し、貴族院は皇族や世襲議員が構成要素となっていることから一種の「封建遺制」と見られ、長らく十分な検討対象とはなっていなかった。近年はかなり改善されつつあるものの、ながらく帝国議会研究が衆議院に集中したのはこのためといえる。しかし、あらためて確認すべきは、近代日本における議会制度の源流の一つが、「挙国一致的「公議」政治理念」にあったということである¹⁸⁾。こうした視点から考えるとき、貴族院は皇族・華族といった「上流層」をはじめ、勅選議員として官僚層など国家に「有為」とみられた人材を、さらに多額納税者議員として初期の衆議院には集まりにくかった富裕層を、それぞれ収容することが期待されていた。また衆議院はしばしば「代表」としての側面が強調され「非選出」の貴族院と区別されるが、この点についても、帝国日本という場に即して考えてみる必要がある。小林和幸氏によれば、地方有力者が中央政界に活躍の場を求める場合、貴衆両院のいずれをその舞台として選ぶのかは、すくなくとも初期議会期においてかなり流動的であったとい

う¹⁹⁾。制限選挙下において、両院の代表性がもつ差違は、今日一般に考えられているほどには、自明ではなかったといえよう。くわえて、はじめに述べた制度的規定を考えあわせれば、両院関係が国政の焦点として重要な位置を占める要素は、当初から刻印されていたといわねばならない。

実際、両院関係が政治問題化する伏流は、帝国議会の開設以来不断に存在していた。一例として、予算審議権をめぐる問題をみてみよう。初期議会における藩閥政府と民党の対抗関係のなかで、最大の焦点の一つは67条費目を中心とした予算問題であった。その際重要な論点となったのが、予算審議時に両院主格説を採るか、一院主格説を採るかをめぐる問題である²⁰⁾。両説の差違は、一院主格説を採る場合、先議権をもつ衆議院での審議が終わった時点で、政府が議院に交渉を試みることができるのに対し、両院主格説を採った場合には、政府は貴衆両院を通過し成案となったあとでなければ、表立って議会の予算修正に対処できない点に求められる。すなわち、後者の場合、政府にとって残される選択肢は、帝国議会を通過した予算案をそのまま採用するか、あるいは拒否して前年度予算を執行するか²¹⁾の二択に事実上限られることとなる。そのため当初、政府は一院主格説を、民党側は両院主格説をそれぞれ主張することとなった。周知のとおりこの問題は、有名な「土佐派の裏切り」を経て、一院主格説が採用される²²⁾。しかし、ここで注意しておくべきは、政府と衆議院の対抗図式で考えられがちなこの問題が、両院関係をめぐる問題でもあったということである。たとえば、民党側における一院主格説への転回は、一面で貴族院を否定的に意識してのものであったし²³⁾、一方貴族院側で一院主格説を主張した谷干城らの意図は、貴族院の意思を衆議院とは独立して表明する点にあったという²⁴⁾。その意味で、両説をめぐる問題は予算審議の主体たる議院同士の問題でもありえたのである。すなわち、両院関係が政治問題化する伏流は、すでにこの時点から見え隠れしていたといえよう。

予算審議をめぐる両院間の問題は、さらに第3議会における先議権問題と

なって顕在化する。衆議院が削除した軍艦費と震災予防審査会設備費を貴族院が復活させたことにつき、先議権を有する衆議院が修正・可決した予算案が貴族院にとっての「原案」であり、これに新たに費目をくわえる（復活させる）ことは違憲にあたるとして、衆議院側が予算案の回付受け取りを拒否を決議したのである。この事件を藩閥と貴族院を事実上一体視するかつての歴史像に従ってみるならば、民党が削除した項目を、「藩閥の藩屏」たる貴族院が復活させたということに過ぎないように解釈できるが、実際のところ問題はより複雑である。たとえば、貴族院はこの直前には、政府の選挙干渉を非難する決議を可決するなど、必ずしも忠実な「藩閥の藩屏」とはいえないからだ。むしろ、ここで確認すべきは貴族院の予算審議権を確保せんとする硬派の意識であろう²⁴⁾。結局この問題は、貴族院の上奏、枢密院での審議を経て、衆議院の先議権が文字通り「先に議する」以上の意味ではない（優越権を意味しない）ことが確認されて一応の決着をみる。

先行研究は、この先議権問題について、最終的に成立した予算が事実上衆議院の意向に沿うものであったことや、第4議会において貴族院側が予算審議権を自ら放棄する事態に立ち至ったことから、このときの決定が必ずしも衆議院の不利には当たらなかったことを指摘している²⁵⁾。たしかに、先議権の相対化は、貴族院の優位化を意味するものではなく、そこで確認されたのは、「両院の協調がなければ予算は成立しない」という一点であった²⁶⁾。しかし、衆議院と貴族院がもつ数少ない権限的差違である先議権が相対化されたことが、両院関係及び議院と政府の関係にあたる影響はやはり重く捉える必要があろう。たとえ、政治的判断から貴族院側が衆議院と政府が同意した予算案を尊重することがあるとしても（あるいは、それがあつた程度慣習化するにしても）、すくなくとも名目上貴族院には衆議院と同等の予算審議権が確保されたのであり、以後の両院関係はこの前提に規定されることとなるからである²⁷⁾。実際、以後の歴代政府は、しばしば両院衝突による予算不成立の危機に遭遇することとなる²⁸⁾。

以上のように、帝国議会の開設以来、両院関係が政治問題化する伏流は、幾重にも確認することができる。実際、早くから「立法行政の衝突ハ固より好ましき事に非ずと雖も、立法機関の同士打ちを始むるに至りてハ、其害更に甚だし」と論じられたように政府と議院との対立関係以上に両院関係の衝突を警戒する認識も存在していた²⁹⁾。本稿が注目する第4次伊藤内閣下における両院衝突問題は、その意味でかかる流れの延長上に位置づけることができる。しかし、一方で今日からの「後知恵」で確認できる諸問題が、当該期から十分に認識されていたのかについては、また別に検討する必要がある。そこで、つぎに政友会へと結合していく伊藤博文らと憲政党の両者は、貴族院や両院関係にどのような視線を向けていたのかにつき検討してみることとしたい。

2. 伊藤博文の両院関係観

まず、伊藤についてみてみよう。すでに述べたように、藩閥政府にとって貴族院は必ずしも忠実な「藩屏」ではありえなかった。しかし、一方で貴族院側の多数が伊藤博文ら元老に一定の敬意をはらい、その結果元老が貴族院に対し影響力を発揮していたこともまた事実である。おそらくそれは、先行研究がいう「国家優先」を基調とする貴族院の多数派と、藩閥政府の方針が大枠の部分で一致しやすかったことにもよるであろう。一方で伊藤の側は、貴族院議長就任を固辞しようとしたことや、貴族院を元老院の後継組織程度ととらえる発言に象徴的なように、貴族院を十分重視していたとはいえない³⁰⁾。伊藤が議会開設以来苦慮してきたのは、主に衆議院対策であり、貴族院に関しては、少なくとも衆議院と比して対策上の優先順位が低かった。

こうした伊藤にとって、あらためて貴族院を含む両院関係について考える機会となったと思われるのが、1899年の衆議院選挙法改正問題である³¹⁾。選挙法改正は第3次伊藤内閣以来の懸案事項であり、選挙権の納税資格を直接国税15円以上から一挙に地租5円以上、もしくは所得税または営業税3円

以上にまで引き下げること、「商工業を代表する所の議員を出して、国家の表面の政治に與らせる事³²⁾」を眼目としていた。しかし、山縣有朋首相自身は必ずしもこれに積極的ではなく、提携する憲政党との関係上、一度法案を提出したうえで、貴族院での修正もしくは審議未了を期待していたといわれ、事実法案は貴族院で山縣系にちかいといわれる茶話会の主導で大幅な修正をうけんとした。これに対し、伊藤は普段ほとんど出席しない貴族院本会議に自らおもむき、熱弁をふるって、ほぼ政府原案を復活させる形で法案を通過させることに成功する。ただこの貴族院からの回付案に衆議院がさらに修正を加え、議員数を増加させることで再選の可能性を強めようとしたために、結局貴族院で否決されることとなった。結果として不成立に終わったとはいえ、一連の経過は1899年段階においても伊藤が貴族院に一定の影響力を保持し得ていたことを示すものといえよう。こうした状況が伊藤に対貴族院関係を楽観させたであろうことは、想像に難くない。逆に貴族院の官僚系は、この経緯を受けて貴族院支配を強化すべく茶話会と無所属の結合を強化し幸俱樂部を結成するなど、自らの地盤強化を押し進めていく³³⁾。政党勢力の強力化とも相まって、官僚閥における貴族院の存在意義はより重くなりつつあった。

一方でこの問題は、伊藤に両院関係、特に両院が衝突した際の対処について考えさせる契機ともなり、以降伊藤はしばしば両院関係のあり方について言及するようになる。それは、たとえば以下のように両院の調和を促す内容であった³⁴⁾。

両院に向かつては、或る一院の議決したものは、国家の利害に照らして害のないものと見たる以上は、是れと調和して行かなくちゃならぬと云ふ義務のあることを忘れてはならぬ、然るに一方で議決したものを、一方で復讐的に否決すると云ふ如きは、是れ立法の責任を盡さざるものである

両院関係をめぐる問題は、この時期に行われた伊藤の全国遊説（瀧井一博氏がいうところの「憲法行脚」³⁵⁾）でも、しばしば取り上げられている。これによって伊藤は、「両院が調和せざるべからざる職責」を明らかにしようとした³⁶⁾。問題とすべきは、その「調和」が具体的にいかにしてなされるかということであろう。注意すべきは、伊藤が「両院調和」を訴える際、逆に「不調和」に終わった事例として、さきの選挙法改正問題を念頭に置いていたことである。そのため、直接的な不調和の要因として批判されたのは、最終的に議案を否決した貴族院であった。実際伊藤は貴族院の態度を批判し、以下のように論じている³⁷⁾。

上院に於て商工業の代表者は、不必要なりと云ふのを論を持する所から起るならば兎に角、其議論なくして斯の如きに至るのは、矢張上下両院の調和せざるべからざるの職責の、明かならざる為めではないかと考へるのである。

もちろんこれは、直接的には選挙法案に関する発言だが、しかし伊藤が両院に対して「調和」をいうとき、主として想定されていたのは、衆議院に対する貴族院側の「調和」、小林氏がいうところの「自制」であったことに注意する必要がある。こうした伊藤の志向は、政友会成立前に近衛篤磨に示したという貴族院改革案にも表れている。伊藤が示した改革案は、新任の勅選議員に年限を設ける、互選議員に対する解散権の確保、五爵共通選挙の実現、多額納税者議員の廃止といったもので、端的に言って貴族院の弱体化を狙ったものとみてよい³⁸⁾。伊藤において両院関係の調和は基本的に貴族院側を抑えることによって実現されるものであった。

一方、新党結成過程においても、伊藤の貴族院に対する位置づけは低かった。政友会への参加をめぐる貴族院側の動きとして研究会が会を挙げての入会を検討したことが知られるが、これも伊藤が積極的に勧誘を行ったと

いう性質のものではない³⁹⁾。貴族院軽視ともとれる伊藤の態度は、彼に近い貴族院議員たちにとって不満であつたらしく、千家尊福や三好退蔵は金子堅太郎に「衆議院に於ける自由党と実業家のみに相談せらるるに係らず伊藤侯は身は貴族院の世襲議員でありながら貴族院の方には少しも政友会組織のお話はない」と不平を洩らし、「伊藤侯が貴族院議員の各派の重立った者を招いて、自分は今度斯う云う旨趣を以て政党を組織するから賛成ならば入会して呉れよと一言言わるる様に尽力して呉れないか」と依頼している⁴⁰⁾。金子もこれを受けて伊藤に「貴族院の議員に一言の御相談もなさらないと貴族院では変な感触を持つようになって仮令い衆議院の多数を得ても貴族院に不快の感を持たせることは将来政友会の政策を貴族院に提出する時必らず宜しくない」と極力勧告したものの「貴族院の事は僕の方寸の裡に在るから君が言うことは聴き置くけれども貴族院の連中に相談する必要はない」と一蹴されたという⁴¹⁾。伊藤の「方寸の裡に在る」という案がただちに先の貴族院令改正を指すのかは不明だが、いずれにせよ伊藤が貴族院勢力の新党参加を期待していなかったことは指摘できよう。これに対し、内藤一成氏は、伊藤が貴族院議員の勧誘に積極的ではなかった理由を、新党結成時においても二院制を前提としたこと（両院縦断的政党の出現を避けること）に求められているが⁴²⁾、ここまで検討してきた伊藤の貴族院観を踏まえれば彼の意図はむしろ貴族院自体の相対化にあったとみることができる。

もっとも、伊藤が完全に貴族院対策を等閑視していたわけではなく、政友会成立後の組閣に当たっては、同院に勢力をもつとされた山縣有朋に議会対策の協力を求め「予とても貴族院議員を制するを保証し得ざれど、為し得る限りの事を為すべし」との言質をとっていたという⁴³⁾。すなわち、この時期の伊藤は、長期的には制度改革も含む貴族院の政治的相対化をにらみつつ、より短期的には自分を含む元老の統御を軸とした貴族院対策を考えていたといえる。事実、貴族院の反対に直面した際、伊藤が取ったのも、こうした方針に忠実な対応であつた。逆にいえば、伊藤にとって貴族院の多数が元老

と独立した動きをみせる場面はほとんど想定されていなかったのであり、この点に彼の貴族院観が端的にあらわれているといえよう。しかし、すでに貴族院の内部では、「非政党主義」の深化や、第1次大隈重信内閣の成立を直接的契機とする官僚系の組織化といった地盤変化が着実に進行しつつあった。こうした変化をあまり顧慮せずにとてられた伊藤の貴族院対策は、政権成立直後から破綻をきたすこととなる。

3. 憲政党の両院関係観

では、政友会につながるもうひとつの要素、憲政党側は両院関係および貴族院についていかなる認識をもっていたのか。初期議会以来、両院間には潜在的問題が存在していたことはすでにみたとおりだが、1898年6月の憲政党内閣（隈板内閣）の成立は、一気にこの危機を深化させる契機となった。はじめての政党内閣を目前にした官僚閥は、これに対抗すべく、院内基盤の強化に乗りしたのである⁴⁴⁾。貴族院における官僚出身者の中心人物・平田東助によれば、官僚閥は「貴族院をして政党輩の跋扈を制し其本分を尽さしめむと欲し」て貴族院議員の結束を図ったという⁴⁵⁾。

こうした貴族院の不穏な情勢は、憲政党側にも伝えられていた。たとえば、貴族院議員でもあった肥後の旧藩主・鍋島直彬は、組閣直後の大隈に「貴族院には種々の人物もあり。悪感情を抱き居る者もあるへし」と曾我裕準らにわたりをつけておくことを勧めている⁴⁶⁾。実際、大隈ら進歩党系は、貴族院の硬派を含む所謂国民主義的対外硬派との関係が深く、近衛篤磨に入閣を求めるなど一定の工作も行っていった。しかし、鍋島は後便で、硬派との関係だけでは貴族院全体への影響が薄いことに注意を促している⁴⁷⁾。

新聞紙に於て過日近衛、谷、曾我氏御招き相成候趣承知、彼の三氏小生に於ても固より親友のことゆえ窃に歡喜致し候。然し貴族院之情勢を觀察するに研究会は勿論、茶話会中の幾部分富士見会の幾部分歟は現内閣

に反対の一派或る輩に煽動せられ候事は眼前にして、懇話会と雖も純粹の者而已にあらず、其中多少雜駁混交致し居候に就ては、今日之俟にて御注意周密ならさるときは第十三議会の貴族院者頗る面倒なるへく被存候。

すでに述べたとおり、硬派は必ずしも貴族院において支配的な勢力ではなく、大隈の工作もその効果は限定的であったといわざるをえない。鍋島は、このまま議会が開かれた場合、「研究会の多数は（或部分は初めより正面に反対に立つの挙動はなかるへし）常に現内閣攻撃の地に立つべく、清浦松岡杯の部下に在るもの及茶話会又は薩の系統の一派の如きは常に反対」という情勢になると予想したが、これはかなり現実的な観測とみてよい⁴⁸⁾。結局大隈内閣は、議会開会を待たずして内部対立から崩壊したが、同内閣の下に議会が開催されていれば、貴族院との全面衝突は避けられなかったであろう。政党勢力の強力化と相即して、両院間の危機も高まりつつあった。

なお、ここで注意すべきは、官僚閥が衆議院を基盤とした政権に対抗する必要に迫られたとき、単に官庁や軍部、枢密院に根ざすのみでは足りず、衆議院と同様の権限を有する貴族院をおさえることが是非とも必要であったという点である。もちろん、彼らは自覚的には、議会の強力化や民党が主張する議会に基礎を置く政権運営に反対し、そのために行動しているのだが、民党の動きに効果的に反抗するためには、自らも貴族院に依拠することで一種の「議会勢力」としての側面を強化せざるをえなかった。すなわち、衆議院の存在感が政治的に増せば増すほど、これに直接対峙できる機関としての貴族院の存在感も増していくという連関構造が、全体として帝国議会の地位を押し上げていったのである。

こうした貴族院の存在感を強く意識していたのが、憲政党分裂の立役者でもある星亨であった。星は、第2次山縣内閣の末期頃、「今自由党現狀ノ儘ニテ政権ヲ引受クルモ貴族院関係其他ニ於テ失敗ヲ招クハ明カナリ」と述べ

たという⁴⁹⁾。彼は衆議院をおさせて政権を握ったとしても、貴族院の反抗にあえば「失敗」に終わらざるを得ないことを冷静に分析していた。しかも、進歩党系（憲政本党）と異なり、自由党系の憲政党には、比較的政党勢力との親和性が高い硬派との関係もうすく、その意味で貴族院対策は大隈内閣以上の困難を伴うものと予想された。たとえば、民友社の記者であり、のちに政友会系の新聞『人民』を主宰したことで知られる塚越芳太郎は、「藩閥内閣に在りては、貴族院は始より概して御味方たらしめ得へき事情ありて、常に之を度外に置くことを得たりと雖、政党内閣に在りては、事情全く之に反す」と論じ、「予め衆議院と同しく之か多数を制し置かざる可らざる也」と両院の支持を得る必要を力説しつつも、「進歩派は一部分なからも、是迄貴族院に其味方を有したれとも、自由派を幾と之を有せず」と自由派が貴族院対策を行うことの困難性を指摘している⁵⁰⁾。では、これにいかなる方策が考えられたのか。堀越は貴族院対策にくわえ、衆議院における同主義者の統一、商工業者を味方につけることを憲政党将来の課題として挙げたうえで以下のように論じた⁵¹⁾。

首として伊藤候を容れ、候をして此の際貴族院の版図を開き衆議院の同主義者を統一し、又商工民の合体を謀らしむるを利とするを見る。秦山は土壤を譲らず、故に大なるにあらずや。河海を挾ばず、故に深きにあらずや。

すなわち元老たる伊藤を政党に引き込むことで、これらの問題を一挙に解決しようというのである。対貴族院に限定していえば、元老を政党に引き込むことで貴族院を与党化することも可能と考えられたとみてよかろう。たとえば、憲政党京都支部の「政友会合同宣言書」では、憲政党の現状を「議会開けて茲に十年、我党常に衆議院に於て優大なる勢力を有し、時に多年の積弊を打破し、時に執政者を援助し、以て政局の艱難を濟へり、然れ共未だ貴族

院多数の同志を得て與に政見を実行するに至らざるは、我等同志の遺憾とする所なり」と論じ、「我国に於ける上下の勢力を集め、憲政有終の美を成」するための方策として伊藤との協力を正当化している⁵²⁾。先の星の結論もやはり「伊藤公ニ着目」することであった⁵³⁾。ここに示された伊藤の政党引き込み策は、新党結成に形を変えて実現したが、憲政党からすれば、これには貴族院対策としての意味も込められていたのである。

しかし、逆にいえばこうした発想は、憲政党においても貴族院は元老（伊藤）によって統御し得るとみていたことの証左でもある。では、もし貴族院が元老の威勢でも抑えられない場合どうなるのか。これについては、ほとんど考慮されていなかったのである。

以上のように、憲政党側からみて貴族院対策は喫緊の課題とみられていた。しかし、こうした難関を克服するためにこそ伊藤の取り込みが図られたのであり、逆にいえば政友会が伊藤を戴く以上、政党側からみても両院関係は楽観されていたとみることができる。憲政党にとっても貴族院が厄介な存在であるのは、あくまで藩閥や元老たちが貴族院を利用する場合においてであり、同院自体が独立して強硬に敵対するという事態はほとんど想定されていなかったのである。両院衝突問題は、こうした状況下で巻き起こることとなる。

Ⅱ 両院衝突問題と両院関係

1. 両院衝突問題の発生

1900年10月、結成されたばかりの政友会を与党に、第4次伊藤博文内閣が組織される。すでに政権の目前には、第15議会の開催が迫っていた。貴族院に対する楽観は、この時期になっても変わっておらず、たとえば衆議院議長・片岡健吉は、きたるべき議会について「議論ハ必ず少からん」とその平穩を予想し、「伊藤内閣に向て絶対的に破壊の方針を執るものハ恐らく少

数なる可ければ貴族院に於て若し波乱ありとせば唯外交上の質問位に過ぎざる可し」と観測していた⁵⁴⁾。しかし、貴族院側では、「憲法施行以来の如斯性質の内閣組織を以て議会に迎ふるは今度か始ての事也。単に無事平穩に通過せしめん歟、後日に慮る所なかるへからず。貴族院としては其態度を保ち、上下の信望を繋さるへからず⁵⁵⁾」(清浦奎吾)、「政府は思ひのまゝに衆議院を翻弄するを得べきを以て此際貴族院に於て監督の制裁を加へざるべからざること⁵⁶⁾」(二条基弘)といった発言からもうかがえるように、衆議院での多数確保が逆に貴族院側の自意識を刺激するという状況がみられていたのである。貴族院の政府攻撃は、早くも議会開幕前から、東京市疑獄事件をめぐる通信大臣・星亨への攻撃としてはじまった。12月17日には、貴族院の6派(研究会、木曜会、茶話会、朝日倶楽部、庚子会、無所属)が星の処分を伊藤に忠告することが決定され、星は議会前に辞職に追い込まれることとなる⁵⁷⁾(12月22日辞職)。こうした事態に伊藤も、内閣書記官長であった鮫島尚信に林田亀太郎・衆議院書記官長が盛んに喧伝していた貴族院改革論を制止するよう依頼するなど、沈静化につとめたものの状況を改善することはできなかつた⁵⁸⁾。

こうした貴族院多数派の政府攻撃が最高潮に達したのが、北清事変の軍費補填を名目とした増税への反対である。この増税案は本来の目的以外に鉄道や通信といった政党による利益誘導と深く関係する分野にも転用することが可能であったことから批判が集中し、以後この問題が貴族院による内閣攻撃の中心点となっていく⁵⁹⁾。1901年2月19日、増税案は衆議院で憲政本党の主流派を含む圧倒の多数で可決され貴族院に送付された。これに対し貴族院は、2月25日、委員会におけるわずか1回の審議のみでこれを否決する。両院は、軍の派遣に伴う増税案というもっとも重要な場面で、ついに全面衝突するに至ったのである。

貴族院のこうした行動は、近衛篤磨、谷干城ら院内硬派によって主導されていた⁶⁰⁾。だがこれとは異なるレベルで注目すべきは、当の伊藤自身は、増

税反対は山縣の指示（乃至山縣に近い者の主導）によるものと考え、この「思い込み」に従って行動したことである。伊藤は、貴族院が増税案を否決した翌日、京都にあった山縣に対し「閣下ノ統率ニ属議員等、重ナル反対論者ノ中ニアルガ如キハ、甚遺憾トスル所ナリ⁶¹⁾」と書送り、さらに自ら無隣庵に乗り込んで山縣と直談判のうえ、「東京へ引張り出す」とまで激語したという⁶²⁾。実態はどうあれ、やはり伊藤にとって貴族院は、あくまで山縣らの指示があつてはじめて積極的に動く存在としてイメージされていた。こうして、事態が正確に理解されないまま状況はさらに悪化していくこととなる。

ここであらためて確認すべきは、両院衝突問題の深刻さである。帝国議会の両院はほぼ同じ権限をもち、いずれか一院が反対した法案を別の一院が強制することは法理上ほとんど不可能であった。しかも貴族院は衆議院と異なり解散も存在しない以上、貴族院の反対に対する効果的な対処法はほとんど存在しないこととなる。これこそ、両院衝突問題がもたらす事態の構造的深刻さであった。では、こうした問題に対し、伊藤内閣はいかに対処しようとしたのか。

貴族院での増税案否決を受けた2月26日、伊藤首相邸に伊藤以下、山本権兵衛、渡邊國武、末松謙澄、金子堅太郎、松田正久、西園寺公望、加藤高明、原敬の面々が集まり貴族院対策が論じられた⁶³⁾。この場で閣僚たちから、英国流に衆議院を解散して民意を問う案（加藤高明、渡邊国武ら）、貴族院令の改正を主張する案（原敬ら）が論じられる。また原からは、議会閉会后に緊急勅令で増税を強行する案も出された。しかし、衆議院解散案は貴族院への直接的効果が疑問であることにくわえ、「政友会の基礎未だ鞏固ならざる」（原敬）という問題があり、一方貴族院令改正案に対しては「反対者多し」という状態であったため、この日は停会のうえ貴族院各派と交渉するというのみが決定されるにとどまった⁶⁴⁾。こうして内閣は、帝国議会史上はじめて、貴族院を原因とした停会へと追い込まれることとなる（2月27

日)。2月28日、伊藤は政友会議員総会で、停会にいたった事情を説明し、つづいて星亨が「政府は只初志を貫く一法あるのみ」と述べて喝采を博した⁶⁵⁾。はじめにふれた「貴族院と衆議院との衝突」なる発言がなされたのもこのときだが、これも都筑馨六らの注意で、新聞に発表する際には貴族院を刺激しない表現にあらためられている。これに象徴的なように、貴族院との全面対決を辞さない星や原たちの態度は、十分に共有されることはなかった。

結局、実際にとられた対応策は、組閣前から想定されていた元老による調停策である⁶⁶⁾。やはり、伊藤がすぐに実行し得る貴族院対策は、これしかありえなかった。こうした元老による調停策を「議員の意思は必ず自己の衷情より出でて、一切他に承指する所あるべからず。今や四元老なる者は貴族院議員の意思を左右してこれを更新せしめんとす」と強く批判したのは最晩年の中江兆民である⁶⁷⁾。兆民にいわせれば、こうした手法は「議事体の敗壞ここに徴せりといふべし」ということになる。こうした言説は、もっとも苛烈な民権派であった兆民が、単純に下院の議決が優先されることより、貴族院という議院の独立性を重んじている点で興味深い。本稿の関心から注意すべきは、内閣の「非立憲性」に対する摘発そのものではなく、両院衝突問題には、こうした法規外的手段でしか対処しえなかったという点の方である。たとえば星亨は、打開策として貴族院に対する「護憲運動」的示威行動を考えていたといわれる⁶⁸⁾。これは一見元老の仲介とは対極的な解決策のようにもみえるが、しかしこれもまた法規外の政治手法であった点では元老の利用と共通していた。すなわち、両院衝突問題とは、それが深刻化した場合、憲法外機関の調停や「護憲運動」のごとき直接行動でしか解決しえない難問だったのである。この点は、以後の両院関係史の展開を考えると極めて示唆的といえる。

このように考えたとき、閣僚が示した両院衝突問題への反応中、印象的なのは、解散再選挙後の衆議院が増税案を再度可決したとしても、それをさらに貴族院が否決した場合には、いかに対処するのかと問う西園寺公望に対

し、金子堅太郎が「其時は内閣辞職すべし」と答えていることである⁶⁹⁾。金子が政友会の創設時、伊藤に貴族院の取り込みを進言していたことはすでにみた。金子は、井上毅、伊東巳代治とともに伊藤の憲法草案および憲法附属法の作成に関与し、その際貴族院令など貴族院に関する部分を担当していた。また憲法発布後も伊藤の貴族院操縦に重要な役割を果たしていたことで知られる⁷⁰⁾。原は金子の発言に対し「金子自身貴族院議員なるが故に或は此説を立つるにはあらざるか」と冷たく感想を記しているが、貴族院を知悉した金子の言葉は、原が考える以上に重いものだったように思われる⁷¹⁾。金子にすれば、組閣前に憂慮していた事態が現実になってしまった以上、手をつくすだけつくし、それでも無理ならば総辞職するしかないというのは極めて率直な意見だったのではあるまいか。

2. 両院関係問題への視線と反応

では、こうした両院衝突問題にはいかなる視線が向けられ、いかなる反応がみられたのだろうか。ここでは当該期のメディアを中心にみてみることにしたい。

山本四郎氏は、いくつかの論説や近衛篤磨に送られた書簡などを紹介しつつ、このとき「衆議院を『民衆』の代表」ととらえる世論が浮上してくることを強調している⁷²⁾。しかし、たとえば『東京朝日新聞』が「我が憲法の何れをの条章に見るも、予輩ハ貴族院と衆議院との間に何等権能の差違あるを発見する能ず⁷³⁾」と端的に言い切り貴族院の行動を評価したように、山本氏の見解は、やはり一面的である。小林和幸氏も指摘されているとおり、貴族院を支持する意見が一定数存在していたことを見逃すべきではあるまい⁷⁴⁾。新聞メディアに限定しても、増税に反対し貴族院の行動を評価する論説を掲げたものとして、『東京朝日新聞』、『萬朝報』、『二六新報』、『日本』などがあげられる。逆に貴族院の行動を批判したものとして『東京日日新聞』、『時事新報』、『大阪毎日新聞』、『読売新聞』などがある。要するに両院衝突問題

に関する世論は、増税というきわめてデリケートな問題を舞台としていたこともあり、衆議院の正当性の高まり（あるいはその逆）、といった具合にひとくくりにするのは難しい。重要なのは、貴族院支持、衆議院支持といった区分けや、どちらか一方の論説を偏向的に取り扱うことではなく、これらに共通する認識を抽出する作業であろう。そこでここでは、各メディアが厳然ともつ政治性に配慮しつつ、それをも超えて広がる共通認識を読み取ることが狙って各論説をみていきたい⁷⁵⁾。

まず、指摘しておくべきは、政友会による政党内閣の出現を受けて、藩閥や貴族院といった諸勢力もまた活性化すると予想乃至期待する議論が、議事前からすでにみられたということである⁷⁶⁾。

何となれば則ち政界の憂ふ可きハ沈停滞止に過ぐるハなく、国家機関のいづれの部分たるを問はず、必ず之を除くこと必要なるが故に、政権の中心に党閥てふ新客を迎ふると共に、他の立法府の一部局に藩閥てふ他の一個の新客を迎ふるハ、彼れ此れ共に其沈停滞止を除く所以なればなり。貴族院も或ハ此れに依りて一進化す可く、藩閥も亦じ必ず進化の境に入るを得べし

殊に政友会や伊藤内閣に批判的なスタンスを採るメディアにおいて、衆議院に直接対峙できる機関としての貴族院に向ける期待は極めて大きなものがあった。たとえば、陸羯南率いる『日本』は、「衆議院に多数の党援を有する政府にして、自家の腐敗の分子を有し官紀不清粛の場合には、之が救治の任に当らん者貴族院を措きて他に求むべからず」と同院の奮起を促している⁷⁷⁾。

では、実際に両院衝突問題が目前にあらわれたとき、メディアはどのような反応を示したのか。当時の様々な論説から共通して読み取れるのは、増税に賛成するメディアであっても、租税に関する衆議院の優越権を主張した

り、貴族院が租税問題に積極的な行動をとったこと自体を批判する論説は意外なほど少ないということである。たとえば貴族院の多数派とは逆に増税賛成の論陣をはった『東京日日新聞』は、「憲法の問題としては貴族院もとより其の精神の範囲に行動したるや一片の疑ひもあらず」と貴族院の正当性を認めている⁷⁸⁾。また同じく増税賛成派の『読売新聞』も「立法協賛の重大なる職任を有する議員として、一応責任を知るの議論と謂はざるべからず」と貴族院の態度に一定の評価を与えた⁷⁹⁾。もちろん、『時事新報』のように「我が国の貴衆両院は憲法上に其権限を同うして共に政府の法律案を賛否するの能力ありとは申しながら実際に其内実を見れば衆院は直接に人民を代表するものにして租税の負担の如き其利害を感ずること潔きに貴院は華族議員、勅選議員等寧ろ租税の軽重には相関せざるもの多数を占むることなれば、従て其効用も自から異ならざるを得ず」⁸⁰⁾といった議論もみられたが、こうした主張はあくまで少数であった。星亨の観測（「国民と貴族院との衝突なり」）とは裏腹に、「貴族院と衆議院との衝突にして、貴族と平民との衝突に非ざるなり」との論には、たしかに一定の根拠が存在したのである⁸¹⁾。以上のような意味で、事件が衆議院の優位性を擁護する方向に作用することはほとんどなかったといえよう。

むしろ注目すべきは、貴族院の存在感の浮上である。「気楽院」のイメージが定着していた貴族院の増税反対運動は、各メディアに衝撃をもって受け止められた。これにつき、たとえば『東京朝日新聞』は以下のように評している。

目下の政局に於て予輩ハ奇観なくんバあらず。本期議會の最大問題たる増税案に対し、政府党が条件を付してヤツと之に賛成するかと思えバ、反対派が意外にも無条件の同意を申出たる如き、奇観と云バ天下又此上の奇観あるべからず。然も政界の奇観ハ尚此に止まらずして、本来ならば活気横溢すべき衆議院が溫柔却つて猫の如く、気楽院の称号を受けた

る貴族院が動もすれば鷺鳥の將に搏たんとする如き姿勢を示せる、是れも亦一奇観とするに足らざらんや⁸²⁾

是れ実に我政界変化の結果とす。然り而して貴族院ハ始めて憲法上に分賦せられたる権能を十分に動かすに至れり。故に吾人ハ此の変化を進化視せざるを得ざるなり。茲に吾人が非としたる所の増税案を同じく非とするに一致の姿を現したるに於て、之れを喜ばざらんと欲するを得ず⁸³⁾

そして、こうした両院衝突問題の解決困難性と貴族院の浮上を受けて、両院調和の必要性が共有されていくこととなる。たとえば、それは両者の妥協を促す論説としてあらわれた。増税賛成派の『大阪毎日新聞』は、貴族院を観測して「同院の様子は到底候と折合の見込みなし」とし、財政整理を明確に約束したうえで「改めて賛同を求むるの方法を執るべし、吾輩敢て勧告する所なり」と貴族院との妥協を勧める⁸⁴⁾。同じく増税賛成派の『東京日日新聞』も、これは詔勅の降下後ではあるものの「両院の和協は憲政に依り国家の進行を求むるに於て必要の条件」とし、しかも「たとひ衆議院が先に提出を受くるの特権ある予算に付ても貴族院が必ず生呑其全部に同意するを要するものに非ざるは亦言を俟たず」とまで述べて両者の妥協を促した⁸⁵⁾。もっともつよく貴族院の行動を批判した『時事新報』でさえも、貴族院の修正案をめぐっては「衆院に於ても貴院に一步を譲り全部の成立を謀り以て此議会の終りを全うせんこと吾輩の敢て勧告する処なり」と論じている⁸⁶⁾。やはり、一院が別の一院に議決を強制する手段がない以上、現実的にありえるのは、両者が何らかの形で協調することのみであった。こうして確認された両院調和の必要性は、以後の両院関係史に大きな影響を与えていくこととなる。

3. 詔勅降下とその意味

3月5日、元老に命がくだり調停が開始される。元老が示した案は、増税

で得た資金は北清事変のほか限られた目的以外には使用しないことなどであった。これに対し貴族院側は、「一、増税案を軍事費に限る事、二、行政及財政整理を実行し各省に於て如何なる理由にも除外例を設けざる事、都制法案の通過を務むべき事、予算案中一切の新事業を中止する事」といった条件を突きつける⁸⁷⁾。これは、政友会の政策をほとんど全面的に否定するに等しい内容であり、妥協はきわめて困難といえた。こうして3月11日、元老は調停の失敗を上奏する⁸⁸⁾。調停の失敗を受け内閣では、一時貴族院改造論が優位化した。原の観測によれば、3月11日夜の時点で内閣は「大体貴族院改造論に傾」き、伊藤から貴族院改革の上奏案も示されたという⁸⁹⁾。このとき伊藤から示された貴族院改革案は

- ・ 枢密院を増員して貴族院中よりこれを採用すること
- ・ 枢密院には内閣更迭のような重要問題のみを諮問し他は院議にかけないこと
- ・ 貴族院には有爵議員を立ち入らせず勅選を百名ほどにして年限を付すること

といった趣旨であり、貴族院とともに枢密院の改造も策されていた点に特徴がある⁹⁰⁾。この案は、原も「固より確定したる案にはあらざりしなり」というとおり、熟考されたものとは思えないが、それでもかつて近衛篤磨に示したという改革案と比較するとき、より根本的に貴族院の権限や構成に踏み込む内容となっている点が目を引く。ここに両院衝突問題に対する伊藤の反応をうかがうことができよう。しかし、伊藤自身が「夫れは仲々行はれざりし」と認めたとおり、改造論の実行はきわめて困難であり、実現することはなかった⁹¹⁾。原はこれを元老の反対によるものと予想しているが、そもそも、貴族院令の改正には、貴族院の承認が不可欠であったことに注意すべきであろう。ことここに至ったとき、内閣には、かつて衆議院に対して行ったのと同じく、詔勅による解決しか残されていなかったのである。

3月13日、貴族院議長・近衛篤磨に対し「速に廟謨を翼賛し国家をして他

日の憾を遺さゞらしめん事を望む」との詔勅が下される。この詔勅は、貴族院に対し増税案への協賛を求めたもので、その意味で衆議院を是とし、貴族院を非とするものと解釈できた。小林和幸氏は詔勅の効果につき、次のように論じられている⁹²⁾。

この結末は、貴族院にとって、重大な教訓となったと思われる。すなわち、議会での最大の焦点となる予算関連問題で、衆議院の議決と政府の同意がある議案に貴族院が反対することが、困難なことを示したからである。貴族院としては、政党内閣の利己的な案として増税案を否決することは、国民の支持を得ることもでき、憲法の保障する二院制の負託に応える行動と考慮してとった態度であったが、その結果は、内閣を倒すのではなくて天皇の詔勅により貴族院が沈黙を強いられるという結果をもたらした。

小林氏が指摘されるとおり、「天皇の信任は、貴族院ではなく衆議院にある」ともみえる詔勅の降下が多く、貴族院議員に「衝撃」をもって迎えられたことは想像に固くない。しかし一方で、硬派の中心人物のひとりでもあった近衛のもとには、詔勅降下以前から増税反対運動の奏功を喜び、以後の策について以下のように建言する書簡が届けられてもいた⁹³⁾。

此先の策は政府をして大詔煥発の不得止様に至らしめ、其為無餘義増税案は通過し、為に諸員の感情を損ぜしめ、機に応じて政府不信決議を二三大個条に捥り遂行致候はゞ如何歟と存候

すなわち、貴族院側の戦略のひとつとして、当初から「大詔煥発の不得止様に至らしめ」ることが想定されていたのである。その意味でいえば、詔勅の降下自体は、かならずしも貴族院の「敗北」を意味するものではなかったと

いえよう。ここであらためて考えるべきは、伊藤内閣にとって詔勅に頼らざるを得なかったこと自体が大きな政治的失点にはほかならなかったという事実である。小林氏も指摘されるとおりこのときの詔勅は、大臣副書のない異例なもので、そのために近衛はわざわざ伊藤に閣員承知の上かどうか確認したほどであった⁹⁴⁾。つまり単純に形式のみからいっても、詔勅の利用によって直接非難が集まるのは、貴族院ではなくむしろ内閣の方といえた。実際、閣員は詔勅降下の直後、進退伺を提出している⁹⁵⁾。こうした行為は形式上のものと簡単に片付けられがちだが、詔勅を利用することにそれだけのリスクが伴った事実は改めて確認しておく必要があるだろう⁹⁶⁾。そもそも伊藤と政党勢力との本格的な接近は、予算問題をめぐり詔勅の降下に頼らざるを得なかった政治的失敗に端を発する（建艦詔勅）。それ以来の政治的営為の到達点を政友会とみるならば、その政友会内閣の下で再び詔勅に頼らざるをえない事態に陥ったことは、伊藤にとって大きな挫折にはほかならなかったのである。

詔勅の降下が、ただちに貴族院の敗北を意味しないことは、メディアの反応からもうかがうことができる。たとえば、増税問題に関して貴族院と対立する立場をとった『大阪毎日新聞』は「吾輩は初めより増税の必要を認めてこれを賛成したるものなるが故に、その通過をみては国家のために大にこれを祝さざるを得ず」と述べつつ、しかし以下のように論じる⁹⁷⁾。

政府が増税案を通過せしむるの手段は極めて拙劣なるものにして、平生穏和なる貴族院をして激烈なる反対者たらしめ未曾有の停会を再びするものならず、未曾有の詔勅をも渙発せしめ、辛うじてその破綻を彌縫せり、尤もその停会は憲法の明文に背反せざるものなるをもつて、前例なしといへども吾輩強ひてこれを咎めず、独り詔勅に至りては大臣の副署もなき一種異例のものにして、幸いにして貴族院がおとなしく聖旨を奉じればこそ無事に終局したれ、万一飽までも政府の非を咎恐多き結

果を生ぜしめるものにして吾輩の遺憾に堪へざるところなり

また同じく増税賛成論であった『読売新聞』も、「余輩ハ今日に於てハ唯 聖旨の優渥なるに感涙するのみ、宸憂に對し奉りて恐懼すべきを知るのみ」としつつも、以下のように貴族院の立場を擁護した⁹⁸⁾。

貴族院が現政府を信任せずといふの真に当然なるを認めずんばあらず、思ふに貴族院議員諸氏ハ其れ必ず優渥なる聖勅を奉体し本日の議院に於て速に 聖趣旨に奉答する所以の方法を執るに至るべしと雖も、既に現政府を信任しえざる以上、増税問題の議了後ハ立法協賛の責を完ふすると同時に又行政監督の職責をも虚ふせざるの行動に出でざるべからざるを信ず

貴族院の反対が立憲的制度の範囲内であったのに対し、政府が「非立憲的」な手法での解決を行ったことは、政策上の立場を超えて広く批判が集まるところだったのである。しかも、その詔勅が先に述べた異例の、それゆえ場合によっては天皇を政局に巻き込みかねない内容であったことも批判を高める一因となった。その意味でいえば、貴族院が期待したという「国民の支持」は、ある程度確保されたとみるべきであろう。近衛は、事件の解決後届けられた租税問題に関する衆議院の優越性を説く書簡に対し、「愚論驚くべし」と切り捨てているが、そこにはたしかな根拠があったとみられるのである⁹⁹⁾。

まとめるならば、増税反対でみせた貴族院の活性化や事件を契機に広く共有されることとなった両院衝突がもたらす事態への認識深化を考えると、両院衝突問題は、貴族院の存在感を改めて示し、その政治的位置を高めたものと評価することができる。すなわち、1900年体制成立期に起こったのは、貴族院全体の「後退」や貴族院のみの「自制」ではなく、衆議院の多数をおさえたのみでは安定した政治基盤を確保しえないことへの確認であり、その

意味において「両院関係問題」が政治的重要課題として可視化されることだったのである。伊藤内閣はかつて衆議院にしたのと同じく詔勅を使うことで辛くも難をのがれたが、それはもちろん根本的な解決からは程遠かった。当時一時的に政界を離れていた伊東巳代治は、その日記に以下のような感想を記している¹⁰⁰⁾。

要するに増税案の一事衰龍の袖に隠れ僅に難関を通過することを得るも貴族院の跋扈は是より日々又甚しきを加へ竟に驚御すべからざるに至り一大武断の政略を執るに非れば竟に日の風涛を鎮静すべからざるに至らん

伊東の観測は、さすがに正鵠をえたものであったといえる¹⁰¹⁾。では両院衝突問題（正確にはそれによって示された両院の存在感の浮上）は、政局にいかなる影響を与えることになるのだろうか。

Ⅲ 両院衝突問題と「議会＝両院の時代」

1. 両院衝突問題の影響

両院衝突問題の影響は、第4次伊藤内閣崩壊後の後任問題においてただちに現出した。貴族院の反対を詔勅という非常手段でなんとか乗り切った伊藤内閣は、しかし閣内不一致問題のためあえなく退陣を余儀なくされ、後継内閣が問題とされるにいたる。これに関し新聞『日本』は、伊藤と彼の再起を訴える某元老の間の以下のような談判を伝えた¹⁰²⁾。

伊藤侯 僕の力にては貴族院を如何ともすべからずを以て、是非山縣にやらしたまへ。

某元老 山縣には政党の準備なければ、到底起つことなかるべし。

こうした会話がなされたか否かの真偽は不明だが、少なくともこうしたやり取りが一定の説得力をもって報じられたことは大変興味深い。ここで伊藤は、貴族院に支持がないことを再起不能の理由とし、某元老は衆議院の支持（「政党の準備」）がないことを山縣が立ちえない理由として挙げているのである。従来、1900年体制の成立期からいかなる政権も政党の支持なくしては成立しなくなったといわれるが、ここからはそうした評価のみでは一面的であることが理解できよう。衆議院のみの支持でも内閣は成立し得なくなったのである。衆議院の「進出」と貴族院の「後退」が強調される両院衝突問題後の政界であるが、実態はむしろ貴族院をふくむ両院と、その両院間の関係調整をめぐる問題が政局の中心課題として浮上してきたとみる方が正確といえよう。

こうした理解は、両院衝突問題の際、もっとも厳しく貴族院を批判した『時事新報』にもみることができる。たとえば「難局の責任」と題した社説では、「目下の難局の根源は如何なる内閣にても同時に貴衆両院の支持を得るを難きに在り」としたうえで、以下のように分析する¹⁰³⁾。

政党提携の端を開き更らに進んで自から政党を率ひ其勢力を基礎として政府の組織を試みたるものは即ち伊藤侯にして今日の処、伊藤の力は兎に角衆院を左右するに足るものある其一方に山縣侯は相変はらず当初の精神を固守して自から一種の意見を懐き隠然貴族院に重きを成すが如し、左れば山縣にして政府に立てば貴院の同意を得るは疑ふ可らずと雖も伊藤には貴院を制するの見込なきと同時に貴院に重きを成す山縣も政友会を以て多数を占むる今の衆院に対しては殆ど無勢力なりと云ふ、兩人が互に相推誘して出でざるは之が為めにして此点より見るときは目下の困難は伊藤対山縣の関係に外ならずと云ふも不可なきに似たり

ここでは問題を「伊藤対山縣の関係」に収斂させて論じているのだが、しかし見逃してはならないのは、両者の関係が単なる個人同士の力関係ではなく、衆議院において第一党を率いる者と貴族院に隠然たる影響力をもつ（少なくともそう看做された）者との関係として問題化されていることだ。ここにおける伊藤、山縣は、つまるところ両院関係の言い換えであって、その逆ではないのである¹⁰⁴。元老といえど、単に個人としてのみでは、影響力が相対化されざるを得ない時代がはじまりつつあった。こうした認識は当然、政局の当事者においても同様である。たとえば原敬は、（政友会への注意を促すのが主意ではあるが）井上馨に「目下上院に宜しければ下院惜に宜しからず」という政界の課題を示し、一時伊藤の後任候補に挙がっていた井上が組閣する場合には、閣僚を「両院を操縦するが為めに上院と政友会とより採用せんと欲するもの」と観測していた¹⁰⁵。やはりここでも、政党の強化力だけには回収できない事態がみてとれる。

貴族院の政治的浮上は、何より政党人にとって大きな問題であった。民権運動以来の政党人で政友会総務委員、衆議院議長を歴任した片岡健吉は次のように述べている¹⁰⁶。

我国に議会の開かれし以来、政府も人民も重きを衆議院に措き、議員も亦た勉めて議院の威信を保つべく働き、夫れが為め屢々解散を受けたる事あり（中略）然れども議会の現状は如何。政府も人民も重きを措きたる衆議院は大に威信を失墜し却て重きを貴族院に置くに至りしに非ずや。吾々は代議政体を以て国利民福を進むる必要必至の方法にして而して代議政体の実は衆議院に依て發揮せらるべきを主張したるに、今日衆議院の現状は長嘆嘆息に堪へざるなり

片岡はさらに衆議院議員が解散を恐れる現状を嘆きつつ、「夫れが為め政府は唯貴族院の同意さへ得れば衆議院には解散風を吹かせば必ず通過するも

のと解釈するに至れり」とまでいうのである。片岡は、別の演説中で衆議院(政党)の現状を「始めは衆議院は大に貴族院に憚られ、政府に恐れられたるも、今日の衆議院は政府之を恐れず、貴族院之を憚らず」と嘆いたが、その際、衆議院の存在感を示すべき対象として彼の念頭にあるのは政府とならんでやはり貴族院であった¹⁰⁷⁾。片岡によって示された衆議院の権威低下に対する危機感は、明治末期から大正期にかけて本格化する政党改良、とくに「政党の官僚化」に代表される人材集約へとつながる背景の一部をなしていく。だからこそ、あらたに「政党化」した人々には、衆議院の権威を、政府はもちろん貴族院に対していかに高めるかという点が期待されることとなったのである¹⁰⁸⁾。

一方で、こうした情勢を背景に官僚閥は、衆議院の政党勢力に対抗するため貴族院における基盤をさらに強めていく¹⁰⁹⁾。先行研究がいう貴族院の「自制」とは、これにともなう硬派の後退にほかならない。しかし、それは必ずしも貴族院自体の沈滞ではなかった。なぜならこうした状況は、先述した官僚閥の意図されざる「議会勢力化」を加速するものでもあったからである。それは、貴族院を含む帝国議会が、政治的立場を質的に転換しつつ、より強力化していく契機でもあった。やや逆説的な意味にせよ、実際政治の場における「議会勢力」の拡大は、衆議院のみではなく、貴族院にも負っていたのである。

2. 両院協調の希求

「両院関係問題」が政界における中心課題のひとつとして広く認知されたことは、実際の政治過程にも大きな影響をあたえていく。

桂内閣の成立後、政友会は、一時民党連合路線への復帰を模索し、憲政本党と結んで同内閣に対抗しようとしたことが知られる¹¹⁰⁾。1902年の地租増徴継続反対の共同戦線を頂点とする両者の共闘は、桂をして「右に「宋慶」、左に「伊カクトーア」の攻撃を受け、恰も当年の海域の戦況を再演仕居申候」

といささか感傷的にいわしめるものであった¹¹¹⁾。桂园体制へといたる道程は、こうした民党連合路線と平行な関係のなかで選びとられたともいえるが、しかし忘れてはならないのは民党連合路線では、伊藤内閣の教訓—衆議院をおさえても、貴族院に対処できないという点を、なんら解決できていないということである。民党連合路線を「政界の奇観¹¹²⁾」と評し、その画期性を認めた北陸自由党以来の政黨員で、『北陸政論』主筆の西師意は、民党連合が抱える問題点を以下のように要約している¹¹³⁾。

衆議院は曰く内閣は宜しく代議院の信任に凭りて進退すべし、若し代議院、内閣を信任せず重要な問題に関して全然内閣の政策を非斥するあらば内閣宜しく其地を議院の多数党に譲るべしと。仮に此説をして行はしむること難からずとするも彼の所謂衆議院の信任なるもの不幸にして貴族院の所見と其趨向を異にするが如くんば即ち将さに両院の睽離を如何せんとする

西の指摘は民党連合が衆議院を制したとして、それが政権の安定につながらないことを鋭く指摘するものであった。両院の衝突は最終的に「甲の内閣は衆議院の信任を負ふも貴族院之を扶けず、乙の内閣は貴族院の意向を恃むも衆議院之を信任せず。上下両院交々内閣の更迭を促して政府の政策其の確立し難きに惑ふ」という状態にいたらざるをえないからである¹¹⁴⁾。民党連合路線は妥協派の動向や元老の政党不信などから行き詰ったものと説明される¹¹⁵⁾。しかしより根本的な問題として民党連合路線では解決しえない問題、すなわち両院関係をいかに調整するかという課題の存在を無視するわけにはいかないだろう。

ではこうした困難を避けるにはどのような方法が考えられるのか。西は問題の解決策として、二大政党が貴族院も含めた議会全体を縦断する構想を示している¹¹⁶⁾。こうした議論は、やがて両院縦断構想として本格化し、政治

史上重要な位置を占めることとなる¹¹⁷⁾。その意味で、両院衝突問題は、後の政界を駆動する政治構想の登場にも大きな影響を与えたといえよう。とはいえ、両院縦断はすぐに実現することが困難である以上、当面はより妥協的な方策をとらざるをえない。実際、政友会は、民党連合路線を捨て、貴族院に対する影響力の強い桂太郎内閣との提携へと舵を切っていく。のちに桂が「貴族院は我物なり、衆議院は西園寺がもの」と的確に要約したように、桂園体制へと結実する両者の提携は、両院関係史からみた場合、両院衝突問題によって提起された両院関係調整という課題に対する回答でもあった¹¹⁸⁾。桂園体制が多く批判にさらされながらも、円滑な議会運営方式として長く影響を与えることになったのも、一面においてこうした課題に対応しようするなかで生み出されたというリアリズムを内包していたためだったのである¹¹⁹⁾。

重要なのは、こうした両院関係を視野に入れた動きが、政友会系にとどまるものではなかったということだ。たとえば憲政本党的加藤政之助は、伊藤内閣の失敗を以下のように分析する¹²⁰⁾。

伊藤侯爵が党派の改造を唱道し政友会を組織して自ら之が総裁と為り山縣侯爵に代て内閣組織の大命を拜するや当時吾人は以て為らく伊藤侯爵は帝国議会で発現せる党弊に省み立法行政両部間の衝突に鑑み必らず先づ其党を組織するに当りては一意多数を得るに急にして其人の品格行性を鑑識することを為さず其閣員を選抜するに当りては貴族院も亦立法部の一半（憲法上及習慣上我国に於ては両院の権能同一）たることを忘れて独り衆議院の多数をのみ頼みたるを以て自ら総裁するの政党は早く既に腐敗の実を示して世論の反動を招き行政立法両部間の調和は之を保つことを得ずして今日の大失態を演ずるに至れるなり

伊藤内閣下、野党の位置にあった加藤からしても、内閣の失敗は「立法部の

一半」を顧みなかった点にあった。両院衝突後の政治状況は、憲政本党からみても、何らかの形で貴族院の存在を踏まえて思考することを迫るものだったのである。

憲政本党の犬養毅は、両院衝突問題の直後に「政敵ハ他には無之政友会と我党との一盛一衰」であり「其余の勢力（如何ナル形の勢力にても）時にハ之を引て利用し時にハ之を退けて用ひざる事も可有之アマリ重視スル程のものニハ無之」と二大政党が政界の二大勢力であると自負しつつも、「只一の勢力として重視すべきものハ何人が内閣を造ルニモ貴族院の勢力を度外ニ置ク事ノ出来さる一点に御座候」と論じている¹²¹⁾。そしてそれは一方で、従来とは異なる政治戦略を可能にするものでもあった。犬養は以下のようにも述べている。

然るに今日の実勢にてハ同院の過半は政友会に反対にて我党にハ漸時親和スル事に相成居候ニ付一たび形勢の変スルニ及べは彼れ政友会の如く貴族院にて敗を取ルノ憂ハ無之ソレ故吾党此ノ一兩年間の成績を略言スレバ下院において人数ヲ減シタルモ従来未曾テ縁故ヲ有セサリし上院において多数ノ同情者（慥ナル味方も頗ル多し）ヲ得タルが故に差引損スル所ハ無之況ヤ下院に失ひしものハ一朝形勢の変ニ及ヘバ即日に挽回スル事ハ容易に有之（後略）

すなわち犬養は、貴族院における基盤を根拠に憲政本党が政権を獲得した場合の運営に自信をみせ、衆議院での勢力減と貴族院での「多数の同情者」の獲得を同列に並べて、「差引損スル所ハ無之」とまでいうのである。こうした犬養の認識はここまでの経緯を前提に見ると、決して虚勢とばかりはいえないであろう¹²²⁾。

事実、憲政本党はその後も貴族院との関係を重視していく。たとえば大隈重信は、1901年11月10日には研究会¹²³⁾、11月24日には庚子会、朝日俱

楽部¹²⁴⁾、12月15日には木曜会、研究会¹²⁵⁾の議員をそれぞれ早稲田の自邸へ招待するなど、両院衝突問題後、貴族院議員の取り込みに躍起になっている。こうした大隈の貴族院接近の動きは、外遊中の伊藤にも知らされるなど、政友会側からも高い関心がはらわれていた¹²⁶⁾。以後、両党は両院関係問題を前提として共有しつつ、それぞれに政治戦略を展開していくこととなるのである。

以上みてきたように、両院衝突問題が残したのは、単なる衆議院の優位化ではなく、ともに強力化しつつある両院をいかに調整し、円滑に国政を運営するかという課題—「両院関係問題」の全面化であった。両院衝突問題に象徴的にあらわれた両院の浮上は、様々な形で認識され、のちの政界に大きな影響を与えていくこととなったのである。

おわりに

帝国議会開設以来、貴衆両院関係は様々に政治問題化の危機をはらみつつ展開してきた。しかし、一方で貴族院は、硬派の「自立」的行動がみられるにせよ、その大勢において藩閥乃至元老と近い議院として認識されることが多く、そのため伊藤博文らにとっても、憲政党のような民党にとっても、元老によって統御可能な存在と捉えられていた。その結果、「両院関係問題」がすぐに前面化することはなく、問題はしばし伏流することとなる。

こうした議会観に大きな転回を迫ったのが、両院衝突問題である。両院衝突問題を直接的契機としておこった変化は、単純な貴族院の「自制化」ではなく、両院の政治的位置の浮上であり、「両院関係問題」が政界の中心課題としての位置を占める状況の現出であった。こうした新たな状況の出現は、初期議会以来の貴族院硬派の活動に多くを負っていたが、しかし皮肉なことに、衆議院の民党連合路線が1900年体制成立以後徐々に政治的现实性を後退させていったのと同じように、貴族院の硬派もこの時期を境に貴族院内に

おける勢力をさらに弱めていく。しかし、逆にいえばそれは、帝国議会が両院それぞれの個性を最大限に発揮した段階から、より直接的な統治権力の一部としての段階へ、いわば「批判勢力」から「政権主体」（になりえる存在）へとそのステージを本格的にうつした証左でもあったのである。

とすればこうした変化は、官僚閥の例に明らかなように、政界の諸勢力に「議会勢力化」を促すものでもあった。従来よくいわれる衆議院における政党勢力の強力化のみではなく、貴族院を含む両院の強力化という形で、ここに本格的な「議会の時代」が胎動したのである。かりに後の政党内閣期を「議会＝衆議院の時代」とするならば、両院衝突問題を契機に顕在化したのは、「議会＝両院の時代」ともよべき状況であったということができよう。1900年体制成立期における変化の画期性は、まさにこの「議会＝両院の時代」の成立という点に求めることができるのである。

注

- 1) 坂野潤治『明治憲法体制の確立』（東京大学出版会、1971）。
- 2) 代表的なものとして、「民党」を自由党中心に論じた坂野氏に対し、大日方純夫『自由民権運動と立憲改進黨』（早稲田大学出版会、1991）、五百旗頭薫『大隈重信と政党政治』（東京大学出版会、2006）らが改進黨研究を対置し、また「吏党」と呼ばれ藩閥政府と同一視されてきた諸政党を位置づけなおした、村瀬信一「『吏党』大成会の動向」（『日本歴史』454、1986）、同「吏党」（有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』吉川弘文館、1993）などの成果もあげられた。また、藩閥政府の内実についても、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』（吉川弘文館、1992）、同『明治人の力量（日本の歴史21）』（講談社、2002）、伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文』（吉川弘文館、1999）などにより、さらに詳細な知見がえられるようになった。また、主に予算問題から藩閥と民党の接近を検討した坂野氏に対し、条約改正問題を重視した前掲『立憲国家の確立と伊藤博文』、小宮一夫『条約改正と国内政治』（吉川弘文館、2001）なども重要である。
- 3) 代表的成果として、小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川弘文館、2002）、内藤一成『貴族院と立憲政治』（思文閣出版、2005）、同『貴族院』（同成社、2008）などが挙げられる。
- 4) 拙稿「『両院縦断』の系譜—もうひとつの政党政治構想をめぐって—」（『次世代人文社会研究』11、2015）などを参照。

- 5) 前掲『明治立憲政治と貴族院』、第2部第3章。
- 6) 山本四郎『初期政友会の研究』(清文堂、1975)第2章。
- 7) 前掲『明治立憲政治と貴族院』、第2部2章。
 なお、両氏以外に両院衝突問題を扱った研究として、事件の首謀者を近衛らと指摘した先駆的業績である前島省三『明治中末期の官僚政治』(汐文社、1965)、伊東巳代治らの史料を活用し事件の概要を追った升味準之輔『日本政党史論』2(東京大学出版会、1966)、などが挙げられる。
- 8) 前掲『貴族院と立憲政治』、7-8頁。
- 9) 前掲『明治憲法体制の確立』。
- 10) 前掲『貴族院と立憲政治』、9頁。
 ただし、内藤氏も貴族院(とくに官僚系)の内部分析に詳しく、貴族院研究の水準を大きく引き上げた半面、「是々非々」、「非政党主義」といった貴族院の独自性を重視、強調するあまり、この両者の符合の意味を必ずしもとらえきれていないように思われる
- 11) 原奎一郎編『原敬日記』1(福村出版、2000)、1901年2月25日条。
- 12) 前掲「『両院縦断』の系譜」参照。
- 13) 前掲『貴族院と立憲政治』、10-11頁。
- 14) たとえば、「気楽院」(『東京朝日新聞』1892年12月8日付)。
 ただし、こうした評価の背景には、初期議会における衆議院と政府の対立による度重なる休会のため、貴族院にはそもそも十分な審議時間が確保されなかったという事情があることも考慮する必要がある。
- 15) 『郵便報知新聞』1892年5月10日付。
- 16) 『新聞記者之十年間』(大空社、1993。原著は民友社、1902)、240頁。
- 17) この点については、拙稿「二院制の政治史—「両院関係問題」とふたつの政党政治構想—」(『東アジアの思想と文化』7、2015)参照。
- 18) 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」(明治維新史学会編『維新政権の創設(講座明治維新3)』有志舎、2012)。
- 19) 小林和幸「初期貴族院多額納税者議員の政治的位置づけ」(犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』吉川弘文館、2005)。
- 20) 以下、第1議会における両院主格説か一院主格説かをめぐる議論及び議会状況については、前掲『藩閥政府と立憲政治』第2章第1節が詳細に検討しており、主としてこれに依拠した。また、同問題について貴族院側(とくに硬派)の視座から検討された小林和幸氏の研究もあわせて参照する(前掲『明治立憲政治と貴族院』)。
- 21) 「土佐派の裏切り」については、村瀬信一「第1議会と自由党—「土佐派の裏切り」考」(『史学雑誌』95・2、1986)参照。
- 22) 前掲『藩閥政府と立憲政治』。

- 23) 前掲『明治立憲政治と貴族院』、146-150頁。
- 24) 同前、153 - 154頁。
- 25) 前掲『藩閥政府と立憲政治』、256-257頁。前掲『明治立憲政治と貴族院』、154-156頁。
- 26) 『明治立憲政治と貴族院』、154頁。
- 27) 実際、明治憲法の起草作業以来、藩閥の主流派は予算審議の円滑化という視点から、衆議院に予算審議上の「優越権」を認め、貴族院の審議時間を抑制する方向で一貫していた。それは小林氏が指摘されるとおり、政府が貴族院を全面的に信頼できなかったためでもあろう。しかし、第3議会の先議権問題は、こうした政府の方針に大きな変更を迫ったといえ、その意味で政治過程分析とはやや異なるレベルから検討して見る必要があるように思われる。この点については、別稿を期したい。
- 28) たとえば、第1次山本権兵衛内閣や第2次大隈重信内閣は顕著な例であろう（前掲「第二院の誕生」、「『両院縦断』の系譜」を参照）。
- 29) 「貴衆両院の衝突」（『都新聞』1892年6月11日）
- 30) 前掲『明治立憲政治と貴族院』。
- 31) 以下、選挙法改正問題の経過については、伊藤之雄『立憲国家と日露戦争—外交と内政1898～1905—』（木鐸社、2000）、34 - 37頁参照。
- 32) 「伊藤博文談話」（『太陽—臨時増刊明治十二傑博文館創業十二周年紀年』（1899年、5月）。
- 33) 高橋秀直「山縣閥貴族院支配の構造」（『史学雑誌』94 - 2、1985）。
なお選挙法改正案は、両院協議会を経て内容を緩和したうえで翌1900年2月に両院で可決された。
- 34) 前掲「伊藤博文談話」。
- 35) 瀧井一博『伊藤博文』（中央公論新社、2010）。
- 36) 「帝国憲法の特徴と真正の憲法政治」（1989年4月12日長野城山館に於ける答礼会における演説、小松緑編『伊藤公全集』2、伊藤公全集刊行会、1927）。
- 37) 前掲「伊藤博文談話」。
- 38) 「貴族院令改正問題と近衛公」（『東京朝日新聞』1900年7月14日）。
近衛はこれに対し「現在の議員中賛成する者ハ恐ク侯の幕僚些少の人なるべし」と応じたという。
- 39) 研究会に所属する金子堅太郎と渡辺洪基が政友会への入会を申し出たところ、1. 研究会を挙げて政友会に入会、2. 研究会員の資格を有したままの政友会入会は認められない、3. 金子、渡辺に限り研究会員のままの政友会入会を認める、という3案が検討され、最終的に両名の脱会を認めることにまとまった（『貴族院と華族』、霞会館、1988、190 - 192頁）。
なおこの際に

本会会員ニシテ従来政党ニ入り若クハ貴族院議員ヲ以テ組織セラレタル他ノ会派ノ会員ヲ兼ヌル者無カリシハ本会創立以来自ら不文成約ト成リオレリ。故ニ将来ニ於テモソノ慣習ニ從ヒ永ク本会ノ團結ヲシテ純一ナラシメンコトヲ期スとの規約が明記され、研究会は同会員の他会派加入を正式に禁止するにいたった。(佐藤達夫『貴族院体制整備の研究』人文閣、1943、21頁)

- 40) 堀口修編集・監修『「明治天皇記」談話記録集成』4 (ゆまに書房、2003)。
- 41) 同前。
- 42) 内藤一成『貴族院』(同成社、2008)、92頁。
- 43) 三宅雪嶺『同時代史—明治27年より明治40年迄—』3 (1950、岩波書店)、210頁。
- 44) 前掲『貴族院と立憲政治』、第3章。
- 45) 平田東助「山県内閣」(国立国会図書館憲政資料室蔵「平田東助文書」)。
- 46) 1898年7月3日付大隈重信宛鍋島直彬書簡(早稲田大学史資料センター編『大隈重信関係文書』8、みすず書房、2012)。
- 47) 1898年7月25日付大隈重信宛鍋島直彬書簡、同前。
- 48) 1898年8月3日付大隈重信宛鍋島直彬書簡、同前。
 なお、これ以後も鍋島は、繰り返し貴族院対策の必要を建言している(1898年9月6日付、10月16日付書簡参照)。
- 49) 小田急電鉄株式会社編『利光鶴松翁手記』(大空社、1997。原本は小田急電鉄株式会社開業30周年記念出版、1957)。
- 50) 堀越芳太郎「憲政党拡張私議」(『憲政党党報』1-1、1898年12月)。
- 51) 同前。
- 52) 「近畿各支部の総会決議」(『近畿評論』20、1900年8月)。
- 53) 前掲『利光鶴松翁手記』、415頁。
- 54) 「片岡議長との15議会談」(『東京朝日新聞』1900年11月9日付)。
- 55) 1901年1月10日付山縣有朋宛清浦奎吾書簡(山縣有朋関係文書編纂委員会『山縣有朋関係文書』2、山川出版社、2006)。
- 56) 『大阪毎日新聞』1901年1月20日付。
- 57) 前掲『初期政友会の研究』、95頁。
- 58) 1900年11月22日付鮫島武之助宛伊藤博文書簡(国立国会図書館憲政資料室蔵「鮫島尚信・武之助関係文書」C9-4)。
 すでに述べたとおり伊藤自身も貴族院改革論者であったが、この段階では「憲法生存之上ニ於テ永遠の利害」をふまえて考えるべき重要問題であるとして、早急な貴族院改革論を制止した。すでに閣僚の辞任にまで追い詰められている伊藤にとって、これ以上貴族院を刺激しないことが当面の課題であったといえよう。
- 59) 前掲『明治立憲政治と貴族院』、259-260頁。
- 60) 同前、260-261頁。

『原敬日記』には「貴族院の反対は重に研究会より起りたるものにして、畢竟伊藤が政友会を率て内閣に立つを喜ばざると又貴族院議員等疎外せられたりとの感情より生じたるものの如く、中には近衛篤磨を戴て内閣を組織すべしなどの野心を懐くものもありと云へり」とある（前掲『原敬日記』1、1901年2月25日条）。

- 61) 1901年2月26日付山縣有朋宛伊藤博文書簡（伊藤博邦監修・平塚篤編『続伊藤博文秘録』春秋社、1929、240頁）。
- 62) 「衆議院議長元田肇氏談」（同前、242頁）。
- 63) 前掲『原敬日記』1、1901年2月26日条。原の貴族院令改正案に対しては「反対者多し」という状態であった（渡邊、加藤は「衆議院を解散した後に貴族院令改正に及ぶの順序なるを述べ其手續を異にするも改正は同意」。ただし、貴族院令改正はそもそも首相伊藤自身の持論と考えられており、おそらく原の議論もこれを受けてのものであろう。（前掲『明治立憲政治と貴族院』）。
- 64) くわえて、党内からは貴族院との妥協を促す意見も多く寄せられた。例えば政友会の代議士大久保鉄作は、両院衝突問題を「思ふに今日の衝突は偶然端を発せしもの、如しと雖も、苟も時勢の進行憲法の運転に伴ひ、早晚不可必免の一大禍機なり」と評したうえで、「今日の計は宜敷閣下の御信任に依り貴族長袖を安撫して其反省を為さしめ、又衆議院の激昂を慰諭して其感情を融和し、兩者の間過甚激烈なる衝突を避け以て一時此難関険路を脱開せざるべからず」と述べている（1901年3月3日付伊藤博文宛大久保鉄作書簡、伊藤博文関係文書研究会『伊藤博文関係文書』3、1973-1981、塙書房）。
- 65) 前掲『原敬日記』1、1901年2月28日条。
- 66) 調停の詳しい経緯については、前掲『明治立憲政治と貴族院』262 - 267頁を参照。
- 67) 中江兆民「議事体の敗壞」（『毎夕新聞』1901年3月8日付、松永晶三編『中江兆民評論集』1993、岩波書店、所収）。なおこれは兆民が執筆した最後の新聞論説とされる。
- 68) 前田蓮山『歴代内閣物語』上（時事通信社、1961）、215頁。
ただし、星が本当にこの時点でこうした手段を想定したのかどうか自体は疑わしい。護憲運動による両院関係の解決という手段は、実際に用いられたが、それは4半世紀先の第2次護憲運動においてであった。前田の論説は、こうした歴史的展開を経験したうえで執筆されており、のちの歴史像をこの時点に重ねた可能性があることに注意する必要がある。
- 69) 前掲『原敬日記』1、1901年2月26日条。
- 70) 前掲『明治立憲政治と貴族院』。
- 71) 前掲『原敬日記』1、1901年2月26日条。
- 72) 前掲『初期政友会の研究』、122頁。
- 73) 「貴族院の活気」（『東京朝日新聞』1901年2月12日付）。
- 74) 前掲『明治立憲政治と貴族院』、261 - 262頁。

- 75) なお、この当該期のメディアがもつ政治的党派性については、佐々木隆『メディアと権力（日本の近代14）』（中央公論新社、1999）参照。
- 76) 「藩閥の行方」（『東京朝日新聞』1900年10月24日付）。
- 77) 「貴族院の効用」（『日本』1900年12月10日付）。
- 78) 「軽躁の徒を戒む」（『東京日日新聞』1901年3月2日付）。
- 79) 「貴族院の停会と政府の進退」（『読売新聞』1901年2月28日付）。
- 80) 「貴族院の挙動」（『時事新報』1901年2月27日付）。
- 81) 「貴族と平民の衝突に非ず」（『萬朝報』1901年3月11日付）。なお、それは無論増税案というデリケートな問題がゆえの議論であったことにも注意しておく必要がある。
- 82) 前掲「貴族院の活気」。
- 83) 「貴族院の増税反対」（『東京朝日新聞』1901年2月27日付）。

両院衝突問題にともなう貴族院の存在感の浮上については、たとえば内田魯庵の小説『社会百面相』にも取り上げられている。同作中「失意政治家」が両院衝突問題について次のように語る（内田魯庵『社会百面相』、『内田魯庵全集』11、ゆまに書房、1986。原著は博文館、1902）。

何しろ貴族院始まつて以来の大出来だ。併し伊藤の身になつたら第一議會以来懐柔して忠義を尽くさせた貴族院だから飼犬に手を噛まれたやうな気がしたらうよ。それから思ふと衆議院はカラ最う意気地が無いナ。戦場創を自慢にする萎びた親爺が若い者は柔弱で役に立たぬと威張るのも無理はない。何でも政府案は金甌無欠と崇め奉つて下にいろ下にいろと制し聲を掛けて通過さして了つた。這般な議會が国民を代表すると云へやう乎

無論これは小説であるが、発表時期も事件と近く、当該期における貴族院評価の一面を伝えるものとして興味深いといえよう。なお、すでに御厨貴氏が、この箇所を引きつつ両院衝突問題にふれており、本稿はこれに倣った（御厨貴『明治国家の完成—1890 - 1905（日本の近代3）』中央公論新社、2001、372頁）。

- 84) 「議會停会」（『大阪毎日新聞』1901年2月28日付）。
- 85) 「両院の和協」（『東京日日新聞』1901年3月19日付）。
- 86) 「貴院の修正」（『時事新報』1901年2月11日付『時事新報』）。
- 87) 広瀬順皓監修・編集『憲政史編纂会旧蔵伊藤巳代治日記・記録—未刊 翠雨莊日記』1（ゆまに書房、1999）、1901年3月7日条
- 88) 前掲『明治立憲政治と貴族院』268頁。
- 89) 前掲『原敬日記』1、1901年3月11日条。
- 90) 同前、3月13日条。
- 91) 同前。

- 92) 前掲『明治立憲政治と貴族院』、269頁。
- 93) 1901年3月1日付近衛篤磨宛根津一書簡（近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記』4、鹿島研究所出版会、1968、1901年3月3日条）
- 94) 前掲『明治立憲政治と貴族院』、268頁。
- 95) 前掲『原敬日記』1、1901年3月13日条。
- 96) 伊藤は原に、「勅語は同人の発意にあらざりし旨」を語り、他の元老の勧告に従ったらしきことを匂わせたというが、ぎりぎりまで貴族院改造に賭けようとしたことも含め、このときの伊藤にとって詔勅利用はできるだけ避けたい手段であったといえよう（同前、1901年3月13日条）。
- 97) 「帝国議会の閉会」（1901年3月26日付『大阪毎日新聞』）。
- 98) 「大詔の煥発と政府の責任」（1901年3月14日付『読売新聞』）。
- 99) 近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記』4（鹿島研究所出版会、1968）、3月18日条。
- 100) 広瀬順皓監修・編集『憲政史編纂会旧蔵伊藤巳代治日記・記録—未刊 翠雨荘日記—（ゆまに書房、1999）、1901年3月13日条。
- 101) 原敬も勅語での決着を受けて「此機会に貴族院の改造をなす事能はざりしは真に遺憾なりき」として、根本的解決ははかれなかったことに不満をもらしている（前掲『原敬日記』1、1901年3月13日条）。
- 102) 『日本』（1901年、5月14日付）。
- 103) 「難局の責任」（『時事新報』1901年5月30日）。
- 104) たとえば、『国民新聞』は、桂太郎内閣成立後、以下のように論じている。

伊藤内閣の当初に於て、如何なる理由にや貴族院の感情を損じ、其の祟りは増税案に於て著名且つ重大となり、遂ひに伊藤内閣の最期迄其の害毒は付き纏へり。吾人は今更ら其の過ちの帰する処を詮索するを欲せずと雖も伊藤内閣が衆議院に於て得たる所は殆んど貴族院に於て失ひたる所たるの事實は今日に於て歴史的事実として之を明言するに憚らず。然るに桂内閣に於ては、閣員の半数、則ち五人迄は貴族院議員にして、然も其の中には貴族院議員中の有力者として知られたるもの亦少しとせず。吾人は現内閣が、貴族院と相得るに於て、頗る難からざるを予想せずんばならず。即ち分析して云へば桂内閣と伊藤内閣とは、其の対議会の関係に於て、其の難易の部分を顛倒したる也。（「慎重の態度は政府にも必要なり」、1901年6月13日付『国民新聞』）

やはりここでも問題は単に政党と内閣との関係としてのみではなく、両院関係に集約される形で論じられていることに注意する必要がある。

- 105) 前掲『原敬日記』1、1901年、5月19日。
- 106) 「政界の現状及将来に対する不安」1902年4月1日土佐青年会大会における演説（川

田瑞穂『片岡健吉先生伝』立命館出版部、1939、804 - 807 頁)。

なお、この演説は両院衝突問題から約一年を経た後のものであるが、それは貴族院の存在感の浮上が衝突問題直後のみのものではなかった事実を示すともいえよう。

- 107) 片岡健吉「憲政の前途に就いて」1902年7月20日、高知座における演説(同前、828 - 829 頁)。
- 108) この点については、内務官僚から政友会員さらに衆議院議員へと転じた床次竹二郎を事例に論じたことがある(拙稿「大正期における床次竹二郎の政治思想と行動」、『立命館大学人文科学研究所紀要』100、2013)。
- 109) 官僚閥による貴族院支配構造については、前掲「山県閥貴族院支配の構造」、同「山県閥貴族院支配の構造と崩壊—1911～1919」、(『日本史研究』269、1985)、前掲『貴族院と立憲政治』を参照。
- 110) 増田知子「1900年体制の確立」(『明治憲法体制の展開(日本歴史大系14)』上、山川出版社、1996)。
- 111) 1902年12月19日付野村靖宛桂太郎書簡(千葉功編『桂太郎発書翰集』、2011、東京大学出版会、2011)。
- 112) 西師意『官民衝突の急調—議院政治の将来』(天香書院、1903)1頁。
- 113) 同前、45頁。
- 114) 同前、48頁。
- 115) 前掲「1900年体制の確立」。
- 116) 前掲『官民衝突の急調』、57 - 59頁。
- 117) 前掲「『両院縦断』の系譜」参照。
- 118) 前掲『原敬日記』2、1909年4月18日条。
- 119) 桂園体制を桂園時代の体制に限定せず「桂園時代的な議會運営方式」としてとらえ、それがひとつ議會運営における理想形として影響を与えたとしたのは村瀬信一氏である(村瀬信一『帝国議會改革論』、吉川弘文館、1997)。本稿で桂園体制という場合も村瀬氏の提起した「桂園時代的な議會運営方式」を指す。内藤一成氏は、桂園時代における貴族院内部の精緻な分析から、貴族院側からみた桂園体制(情意投合)が従来いわれてきたほど強固なものではなかったことを指摘されている(前掲『貴族院と立憲政治』)。こうした指摘は、もちろん当該期における貴族院の実態分析として重要なものである。しかしそれと同時に、改めて想起しておくべきは、当該期において「桂園時代的な議會運営方式」以上に両院関係の調和に利する体制が想定できたのか、という点ではないだろうか。実際、桂園時代終焉後の両院をめぐる政治史は、桂園時代の安定性をいかに取り戻すかという課題に駆動されることとなるのである(前掲『『第二院』の誕生』、「『両院縦断』の系譜」参照)。
- 120) 加藤政之助「立法行政の調和」(『太陽』7 - 6、1901年6月)。
- 121) 1901年5月24日付井上要宛書簡(鷲尾宜直編『犬養木堂書簡集(復刻版)』岡山県

郷土文化財団、1992)。

122) なお、当該期における憲政本党の政権戦略については、小山俊樹「日露戦後における二大政党論の形成—憲政本党と桂太郎の政治戦略を中心に」(『帝京史学』26、2011)。

123) 1901年11月10日付『読売新聞』。なお当日の出席者は

黒田長成、清棲家教、正親町実正、大原重朝、京極高典、岡部長職、清浦奎吾、堀田正養、松平慶民、堤功長、錦織教久、稲垣太詳、黒田和志、山井金文、入江為守、丹羽長保、内田正学、三島弥太郎、久留島通簡、山口弘達、青木信光、大久保忠順、伏原宣延、極高德、山本実庸、鳥居忠文、板倉達、松平直乎、永井尚敏、牧野忠篤、山内豊誠、一柳末徳、藤井行徳、細川興貫、舟橋遂賢、牧野貞寧、唐橋在正、野宮定毅、土御門晴栄、高木正善、京極雅雄、井伊直安、京極高厚、新莊直陳、小笠原寿巨、水野忠弘、有馬寧之

124) 1901年11月25日付『読売新聞』。なお当日の出席者は

近衛篤磨、二条基弘、島津忠亮、谷干城、曾我祐準、竹内惟忠、仙石政固、小沢武雄、中島錫胤、谷森真男、山脇玄、辻新次、西村亮吉、久保田譲、伊澤修二、長谷川貞雄、最上廣畔、石井忠恭、富井鉄之助、何禮之、名村泰藏、中島永元、馬屋原彰、柴原和

125) 1901年12月16日付『読売新聞』。なお当日の出席者は

研究会から清棲家教、堀田正養、伏原宣延、山本実庸、錦織教久、藤井行徳、稲垣太祥、松平直平、舟橋遂賢、唐橋在正、梅小路定行。

木曜会からは、久世通章、辻健介、紀俊秀、西五辻文伸、杉溪言長、菊池武臣、中川興長、岩倉具威、金子有卿、玉松真幸、長松幹、平野長祥、中御門経隆、本多副元、小野尊光、島津長丸。

126) 伊藤に送られた書簡には「貴族院研究会其他研究会一派等と進歩党一般との間も次第に接近し来り、政府の応援者たらんとするの模様あり。大隈伯の言動に徴しても其傾きある歟を疑へり」とされている(1901年11月15日付伊藤博文宛安楽兼道書簡)(前掲『伊藤博文関係文書』1)。

【付記】

本稿は平成27年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部でもある。

